台湾タックス・ヘイブン対策税 制(CFC 税制)

台湾 CFC 税制は、2023 年 1 月 1 日から発効します。

CFCとは、被支配外国法人を意味します。台湾の課税標準を保護するため、国際的な傾向に沿って、台湾政府は CFC を経由する複雑な国際税制の回避防止を目的として CFC 税制を導入します。同税制は 2023 年 1 月 1 日から発効となります。

CFC の定義

租税負担率が低い国または管轄内で登録された 外国会社で、直接または間接を問わず、その払 込済み資本金の50%を台湾の個人およびその関 連当事者が所有し、または台湾法人およびその 関連当事者が所有するものを意味します。 所有 割合が50%未満であっても、直接または間接を 問わず、当該外国会社が個人およびその関連当 事者が実質的に支配し、または台湾法人および その関連当事者が実質的に支配している場合 は、当該外国会社はCFCに該当します。

租税負担率が低い国または管轄とは、以下のいずれかを指します。

- 外国/管轄内の法人税率が台湾の税率の70% 以下である場合(20%×70%=14%)
- 外国/管轄が領土主義課税を採用している場合 (海外に起因する所得に対し課税しない、または所得が戻し送金された場合にのみ課税する場合)

財務省は、租税負担利率が低い国の参照リスト を公表する予定です。

関連当事者の定義

関連当事者の定義は広く、詳しいは、営利企業 が被支配外国会社から稼得した所得の適用に関 する規則の第3条の記述をご参照下さい。

節用

本条の第1項に定める CFC 税制の定義に該当する外国会社が含まれます。しかし、CFC 税制および PEM 税制(実質的な業務地)に関する規則の両方が適用される場合、PEM が CFC より優先されます。

なお、CFCにも実質優先主義が適用されること にご注意ください。つまり、名義人を通じて所 有されている株式も考慮する必要があります。

例外

CFC 税制は、被支配外国会社が実質的な業務活動を遂行していると認められる場合、適用除外となります。

これは、外国会社が登記されている場所内に業務遂行地があり、外国会社が現地で実際の業務活動を遂行する従業員を雇用している場合を意味します。更に、不労所得(家賃、ロイヤルティ、利子など)が営業所得および営業外所得の合計の10%未満である場合もこれに該当します。

PEM (実質的な業務地) の規則が CFC 税制より も優先されるので、PEM 規則に従いすでに所得 が認識されている場合、CFC 規則に基づき同一 の所得を申告する必要はありません。

税額の計算(個人)

CFC 所得計算は以下の通りです。

CFC 所得=当期に CFC が稼得した所得-法定準備金の積立額-過年度欠損金

課税すべき CFC 所得は、現実の保有率および加重平均保有期間に基づき計算します。

CFC 所得(税務申告をする世帯別)の合計が1 百万台湾ドル未満である場合、この所得を申告 する必要はありません。

当期の CFC 所得が 7 百万台湾ドル未満である場合、この所得を申告する必要はありません。しかし、CFC が複数存在し、すべての CFC 所得 (税務申告をする世帯別)の合計が 7 百万台湾ドルを超えた場合、全額を申告する必要があります。

CFC 欠損金は、公認会計士の監査証明があれば、10年間繰り延べることができます。 CFC 欠損金は同一の被投資会社から得た CFC 所得に対してのみ相殺することができます。

累積欠損金と CFC への払込済み資本とを相殺した場合、繰越欠損金の計算において、欠損金の繰り延べることはできません。

CFC 所得の損金算入は1回限りです。この所得は、配当金の分配が行われた年度に再度申告する必要はありません。ただし、分配された金額が CFC 所得として申告された金額よりも高い場合はこの限りではありません。

CFC 株式の売却により得た譲渡所得がある場合、課税所得計算は以下の通りです。

課税譲渡所得= 売却価格- 株式の取得費-申告済み CFC 所得の残余×処分比率

個人に関する CFC 所得には、AMT (代替所得税) の計算が適用されます。

税額の計算(営利会社の場合)

CFC所得は計算は以下の通りです。

CFC 所得=当期に稼得した所得-法定準備金の積立額-過年度欠損金

課税 CFC 所得は、現実の保有率および加重平均保有期間に基づき計算します。

当期の CFC 所得が 7 百万台湾ドル未満である場合、この所得を申告する必要はありません。しかし、CFC が複数存在し、すべての CFC 所得の合計が 7 百万台湾ドルを超えた場合、全額を申告する必要があります。

計算された CFC 欠損は、公認会計士の監査証明があれば、10年間繰り延べることができます。 CFC 欠損は同一の被投資会社から得た CFC 所得に対してのみ相殺することができます。

累積損失金と CFC への払込済み資本とを相殺した場合、繰越欠損金の計算において、欠損金を繰り延べることはできません。

CFC 所得の損金算入は1回限りです。この所得は、配当金の分配が行われた年度に再度申告する必要はありません。ただし、分配された金額が CFC 所得として申告された金額よりも高い場合はこの限りではありません。

CFC の株式の売却により得た譲渡所得がある場合、課税所得は以下の通りです。

課税譲渡所得= 売却価格- 株式の取得費-申告済み CFC 所得の残余×処分比率

違反の場合の効果

租税回避の金額が1千万台湾ドルを超えた場合、個人に対し、所得税徴収法の第41条に従い罰金が科され、1千万台湾ドルから1億台湾ドルの罰金および1年以上7年以下の懲役刑が科されます。

営利企業の場合、責任者に対し、所得税徴収法の第41条に従い罰金が科され、5百万台湾ドル以下の罰金および5年以下の懲役刑が科されます。

当事務所のアプローチ

過去において、タックス・ヘイブン会社は、しばしば国際的タックスプランニングの一環として使用されてきました。しかし、CFC 税制の導入により、現行のグループ構造はもはや税務上効果的ではなくなりました。

当事務所は、既存のグループ構造が CFC 税制に 照らし適切性を維持しているかどうかを評価す る際にお手伝いいたします。ご不明な点がござ いましたら、ご遠慮なく当事務所の税務専門家 にご連絡ください。

連絡先



Jay Lo 執行パートナー T+886 2 2789-0887 (内線)314 E jay.lo@tw.gt.com www.grantthornton.tw